



# 秋田県公報

## 目 次

ページ

条例	
秋田県地鶏肉生産行程管理者認定等手数料徴収条例(一・農畜産振興課)……………	1
規則	
秋田県財務規則の一部を改正する規則(二・財政課)……………	3

この号で公布された  
条例のあらまし

秋田県地鶏肉生産行程管理者認定等手数料徴収条例(秋田県条例第一号)

- 1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和五十五年法律第一七五号)第一五条第二項の規定による登録認定機関の認定等を受けようとする地鶏肉に係る生産行程管理者から、手数料を徴収することとした。(第一条関係)
- 2 手数料の額を、次のとおり定めることとした。(第二条関係)

登録認定機関の認定の申請	一件につき	八三、〇〇〇円
登録認定機関の調査の申請	一件につき	四〇、〇〇〇円

- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

## 条 例

秋田県地鶏肉生産行程管理者認定等手数料徴収条例をここに公布する。

平成十六年三月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第一号

秋田県地鶏肉生産行程管理者認定等手数料徴収条例

(手数料の徴収)

第一条 県は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十五条第二項の規定による登録認定機関の認定を受けようとする生産行程管理者（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第五十六条第四号に規定する地鶏肉に係るものに限る。以下同じ。）及び同令第六十条第五号に規定する調査を受けようとする生産行程管理者から、手数料を徴収する。

(手数料の額)

第二条 手数料の額は、次のとおりとする。

- 一 登録認定機関の認定の申請 一件につき 八万三千元
- 二 登録認定機関の調査の申請 一件につき 四万円

(手数料の徴収の時期)

第三条 手数料は、申請があったときに徴収する。

(手数料の不還付)

第四条 既に徴収した手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十六年三月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。  
別表第二の二第二百十号の次に次の二号を加える。

- 二百十の二 地鶏肉生産行程管理者認定申請手数料
  - 二百十の三 地鶏肉生産行程管理者調査申請手数料
- 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄